

鹿角市告示第104号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第2項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約公表）

(1) 契約に係る物品又は 役務の名称、数量等	役務名称：鹿角市山村開発センター及び農業総合支援センター 受付等業務 委託内容：別紙仕様書のとおり 委託期間：令和 3年4月 1日 から 令和 4年3月31日 まで
(2) 契約相手方の氏名又は 名称	公益社団法人 鹿角地域シルバー人材センター
(3) 契約を締結した日	令和 3年 3月25日
(4) 契約金額	856,868円（変更後 700,264円）
(5) 契約の相手とした理由	1. 本市に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 2. 臨時的かつ短期的な職業を希望する高齢者のための就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 上記条件を満たしている者が当該団体のみであるため。 又、当該業務を委託することにより、本市の高齢者就業機会の確保と社会参加を促進することができるため。

令和3年10月1日

鹿角市長 関 厚